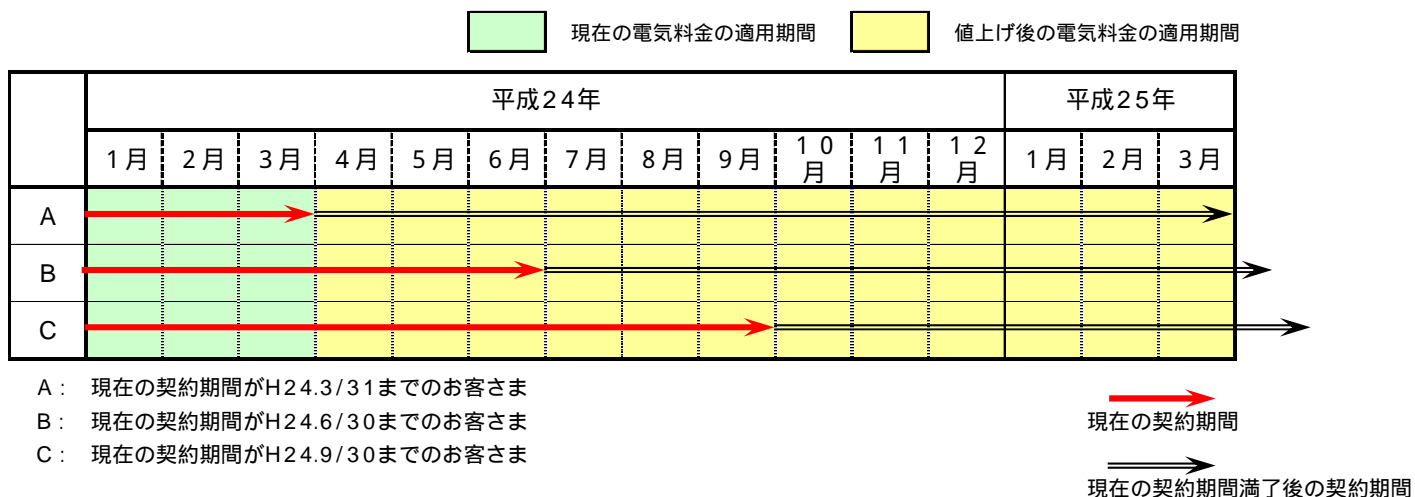


ご契約期間と値上げ実施日の関係（イメージ図）

< 当社から書面にてお願いいたしました値上げ実施日について >

2月初旬に「電気需給契約の一部変更についてのお願い」を郵送し、ご契約期間にかかわらず4月1日以降の値上げをお願いさせていただきました。



< 4月1日をご契約期間の途中であるお客さまにおける値上げ実施日について >

4月1日をご契約期間の途中となるB・Cのお客さまは、ご契約期間満了まで現在のご契約内容（電気料金単価）を継続させていただきます。ご契約期間満了後は、値上げにご理解賜りますようお願いいたします。

当社からのお願いをご了承いただいた場合（C'のようなお客さま）は、4月1日から料金を値上げさせていただきます。

